

## 糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の健康を保持するため、飲用に適さない地下水を飲料水として使用する市民に対し、家庭用浄水器(以下「浄水器」という。)の購入及び設置に要する費用について、市が予算の範囲内において糸島市家庭用浄水器設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、糸島市補助金等交付規則(平成22年1月1日規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域及び施設)

第2条 補助の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、水道事業の給水区域以外の区域とする。ただし、給水区域内であっても当分の間水道の整備が見込まれない区域にあっては、この限りでない。

2 補助対象となる施設は、補助対象区域において、主たる自己の居住の用に供する住宅であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供する住宅
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物(住居併用にあつては居住部分は除く。)
- (3) 賃貸住宅

(補助対象者)

第3条 補助対象となる者は、前条に規定する補助対象区域及び施設に現に居住している個人であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法に基づき記録されていること
- (2) 糸島市税を滞納していないこと
- (3) 本補助金交付申請日前1年以内に採水し分析した結果、市が指定する別表項目の欄に掲げる項目のうち、1項目以上が同表基準値の欄に掲げる基準値を超える値が検出された井戸等の給水施設を所有していること
- (4) 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと
- (5) 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと
- (6) 過去5年以内に当該補助金の交付を受けていないこと

(補助対象浄水器等)

第4条 この要綱における、補助の対象となる浄水器は、別表項目の欄に掲げる項目のうち、同表基準値の欄に掲げる基準値を超える項目について、それぞれの基準に適合する水質に浄化する機器であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飲料水を供給する給水管に接続しているものであること
- (2) 浄水機能が1時間当たり5リットル以上あること
- (3) 本体の耐用年数が通常の使用方で5年以上であること
- (4) 性能の保証期間が1年以上であること

2 補助の対象となる浄水器の基数は、1世帯当たり1基を限度とし、2世帯以上の世帯が同一

の住居に居住する場合は、1世帯とみなす。

3 第6条第1項第2号の水質検査に要した費用も補助対象とする。ただし、浄水器の補助金と同一の申請とし、水質検査単独での申請はできないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、水質検査に要した費用、浄水器の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)または20万円のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該補助対象浄水器の設置に着手する前に糸島市家庭用浄水器設置補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる領収書が提出できないときは、水質検査に要した費用に係る補助金の交付は受けることができないものとする。

(1) 見積書等の写し

(2) 補助対象浄水器設置前の水質検査結果(対象項目の基準超過及び本補助金交付申請日前1年以内の採水結果であることが確認できるもの)

(3) 前号の水質検査に要した費用の領収書

(4) 補助対象浄水器のカタログ等で除去能力が分かるもの

(5) 市税滞納のないことの証明(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(6) 住民票の写し(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行う。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(設置の着手)

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定の前に、補助対象浄水器の設置に着手してはならない。なお、契約または発注等の行為を着手とみなす。

(変更等の承認申請)

第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)が、内容の変更若しくは設置の中止をしようとするときは、糸島市家庭用浄水器設置補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、当該変更等の承認の可否を決定し、糸島市家庭用浄水器設置補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、市長が別途指定する実績報告期限までに、糸島市家庭用浄水器設置補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した補助対象浄水器の機種や型番がわかる書類（契約書、保証書等）の写し
  - (2) 補助対象浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し
  - (3) 補助対象浄水器の設置が完了したことの分かる写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合、補助金の交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付額確定通知書(様式第6号)を補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日以後、市長が別途指定する期限までに、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとし、市長はこれにより補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付決定を通知し、または補助金を交付した後において、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助金の交付決定の取り消しを受ける者(以下「取消対象者」という。)に通知する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、糸島市家庭用浄水器設置補助金返還命令書(様式第9号)により、期限を定めて取消対象者に対して当該補助金の返還を命ずるものとする。

（取得財産等の管理義務）

第15条 補助金交付決定者は、補助事業により取得した補助対象浄水器の機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検及び清掃を定期的に行う等、適切な維持管理をしなければならない。

2 補助対象浄水器設置後の維持管理を行う一切の費用等は、所有者または使用者で負担するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ
六価クロム化合物	0.02mg/ℓ
亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ
フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ
ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ
四塩化炭素	0.002mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/ℓ
ベンゼン	0.01mg/ℓ
亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ
鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ
銅及びその化合物	1.0mg/ℓ
ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ
マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生  
電話番号 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

糸島市家庭用浄水器設置補助金交付申請書

糸島市家庭用浄水器設置補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円 (2+5の金額の2分の1の額、  
上限20万円)  
(1,000円未満切り捨て)
- 2 購入・設置価格(税抜) \_\_\_\_\_ 円
- 3 購入・設置する浄水器のメーカー及び機種  
(浄水器) メーカー \_\_\_\_\_ 機 種 \_\_\_\_\_
- 4 購入・設置する取扱業者の名称及び所在地  
(取扱業者) 名 称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_
- 5 水質検査費用(税抜) \_\_\_\_\_ 円
- 6 添付書類  
見積書等の写し 補助対象浄水器設置前の水質検査結果 水質検査費用の領収書  
補助対象浄水器のカタログ等で除去能力が分かるもの 市税滞納のないことの証明  
住民票の写し その他市長が必要と認める書類
- 7 交付要件の確認・同意状況  
本補助金交付要綱第3条第4号及び第5号に規定する要件(暴力団関係)を確認するため、市  
が申請者の情報を警察等へ照会すること  
本補助金交付要綱の規定を遵守すること  
申請内容に虚偽がないこと  
指定された期限までに実績報告書及び交付請求書を提出しない場合、補助金が受けられないこ  
と

様

糸島市長

糸島市家庭用浄水器設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり交付決定することとしたので、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 購入・設置できる浄水器・浄水装置のメーカー及び機種

(浄水器) メーカー \_\_\_\_\_ 機種 \_\_\_\_\_

3 購入・設置できる取扱業者の名称及び所在地

(取扱業者) 名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

4 交付条件

- (1) この交付決定により浄水器を購入し、および設置することができる期間は、交付決定日より30日以内とする。
- (2) この交付決定の内容を変更する場合は、糸島市家庭用浄水器設置補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けること。
- (3) 浄水器設置完了後は、市長が別途指定する実績報告期限までに、糸島市家庭用浄水器設置補助金実績報告書(様式第5号)に、必要書類を添付し提出しなければならない。
- (4) 糸島市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める。

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生  
電話番号 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

糸島市家庭用浄水器設置補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日付け 糸環第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた糸島市家庭用浄水器設置補助金について、補助事業の変更(中止)の承認を受けたいので、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更内容

(1) 補助金額の変更

変更前 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

(2) 購入・設置価格(税抜)の変更

変更前 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

(3) メーカー、機種の変更

変更前 (メーカー) \_\_\_\_\_ (機種) \_\_\_\_\_

変更後 (メーカー) \_\_\_\_\_ (機種) \_\_\_\_\_

(4) 取扱業者の変更

変更前 (名 称) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

変更後 (名 称) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

2 変更(中止)理由

3 変更に係る添付書類(変更事項のみ提出のこと)

見積書の写し

補助対象浄水器のカタログ等で除去能力が分かるもの

様

糸島市長

糸島市家庭用浄水器設置補助金変更(中止)承認決定通知書

年 月 日付け糸環第 号で交付決定をした糸島市家庭用浄水器設置補助金について、下記のとおり変更(中止)について承認したので、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額(変更後) \_\_\_\_\_ 円

2 購入・設置できる浄水器・浄水装置のメーカー及び機種

(浄水器) メーカー \_\_\_\_\_ 機種 \_\_\_\_\_

3 購入・設置できる取扱業者の名称及び所在地

(取扱業者) 名 称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

4 交付条件

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生  
電話番号 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

糸島市家庭用浄水器設置補助金実績報告書

下記のとおり浄水器を設置したので、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第10条の規定により、同条各号に定める書類を添えて報告します。

記

1 設置完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 添付書類

- 設置した補助対象浄水器の機種や型番がわかる書類（契約書、保証書等）の写し
- 補助対象浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し
- 補助対象浄水器の設置が完了したことの分かる写真
- その他市長が必要と認める書類



糸島市家庭用浄水器設置補助金  
交付請求書(兼支払口座振替依頼書)

年 月 日

糸島市長 様

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

(自署もしくは記名・押印)

糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。  
支払いは、下記の口座に振込をお願いします。

記

1 補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 組合 金庫	本店 支店・支所 出張所
口座番号	普通 ・ 当座 (どちらかを丸で囲む)	
フリガナ		
口座名義		

※申請者名義の口座を記入してください。

様

糸島市長

糸島市家庭用浄水器設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した糸島市家庭用浄水器設置補助金について、下記の理由により取り消したので、糸島市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 取り消しの理由

第 号  
年 月 日

様

糸島市長

糸島市家庭用浄水器設置補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した糸島市家庭用浄水器設置補助金  
について、同補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり返還を命じます。

取消対象者	氏 名				
	住 所				
交 付 決 定 取 消	文 書 番 号	第 号	文 書 発 出 日	年 月 日	
取 消 内 容	返 還 額	円			
	返 還 期 限	年 月 日			
	返 還 理 由				